社会福祉法人南東北福祉事業団
役員報酬規程

（目　的）
第１条　この規程は、理事、監事及び評議員並びに評議員選任・解任委員（以下、「役員」という。）の報酬に関する事項を定める。

（報　酬）
第２条　役員のうち、当法人又は事業所において常勤で業務を行う役員に対して報酬を支給することとし、それ以外の役員については支給しない。

（支給額）
第３条　支給額は、給与規程に定める基準に基づき決定した額とする。

（支給日）
第４条　報酬は、給与規程に定める支給日に支払う。

（改　正）
第５条　この規程の改正は、理事会の議決を得てから改正する。

附　則
この規程は、平成２７年　１月　１日から施行する。
この規程は、平成２９年　１月　１日から施行する。